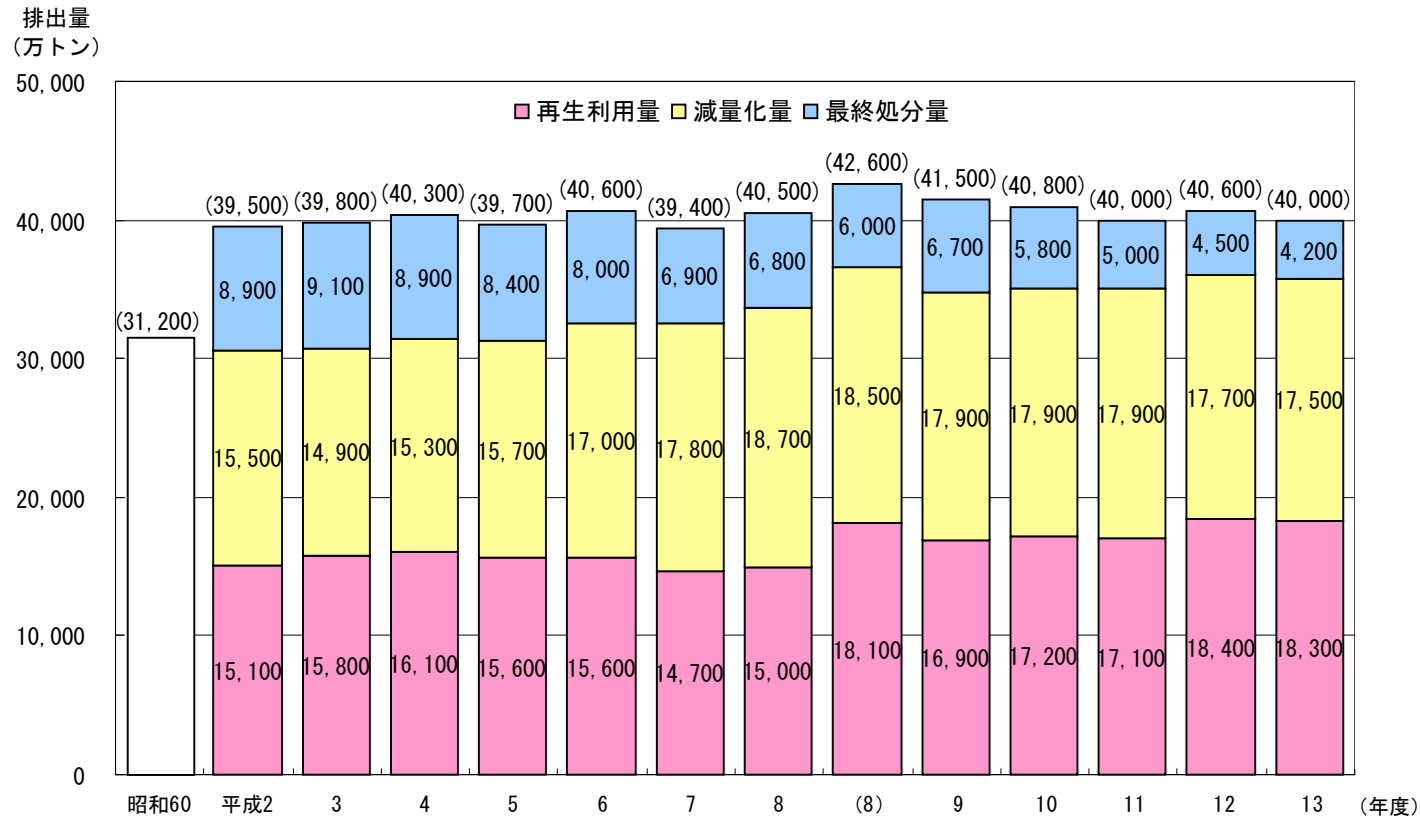


第1部:廃棄物問題を巡る最近の状況

- 産業廃棄物の排出量の推移
- 排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向
- 近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案
- 不適正処理・不法投棄の状況
- 不法投棄に対する国の取組

産業廃棄物の排出量の推移



○平成13年度の産業廃棄物総排出量は約4億トン

○中間処理による減量化量は漸増、最終処分量は漸減

○最終処分量4200万トン、平成14年4月時点での最終処分場残余年数は4.3年
⇒より一層の3R推進が求められている

排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向①

廃棄物処理法の主な改正内容(不法投棄防止・原状回復)

～排出事業者責任と原状回復措置～

昭和45年廃棄物処理法施行



昭和51年改正

- 委託基準規定(再委託の禁止)
- 措置命令規定の創設

委託基準に違反して委託した者の他、manifestの交付義務違反、不適正処分が行われることを知ることができたときに注意義務を怠った場合等にも措置命令が出せるようになった。

平成12年改正

- 排出事業者責任の徹底(注意義務)
- manifest制度の拡充(最終処分までの確認を義務化)
- 措置命令の対象者を大幅拡大

平成9年改正

- 全ての産廃にmanifest義務付け
- 電子manifest制度導入
- 措置命令の対象者拡大
- 原状回復の代執行に係るルール化(産業廃棄物適正処理推進センターの制度化)
- 産業廃棄物原状回復基金制度の導入

平成3年改正

- 特管産廃にmanifest使用義務付け
- 措置命令発動要件緩和

排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向②

廃棄物処理法の主な改正内容(不法投棄防止・原状回復)

～罰則～

昭和45年廃棄物処理法施行



昭和51年改正

○3月以下の懲役又は
20万円以下の罰金

○1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

上段: 投棄禁止違反
等に対する罰則

下段: 措置命令違反
に対する罰則

平成12年改正

○5年以下の懲役又は1000万円
以下の罰金又はこれらの併科(法
人に対し1億円以下の加重罰)
(一般廃棄物との区分を廃止)

○5年以下の懲役又は1000万円
以下の罰金又はこれらの併科

注: 廃油・有害産廃の場合は異なる



平成3年改正

○6月以下の懲役又は
50万円以下の罰金

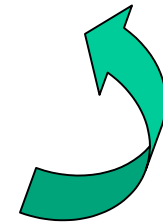
○3年以下の懲役又は
300万円以下の罰金又
はこれらの併科

注: 特管産廃の場合は異なる

平成9年改正

○3年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金又は
これらの併科(法人に対し
1億円以下の加重罰)

○3年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金
又はこれらの併科



排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向③

廃棄物処理法の平成15年改正内容 ～不適正処理への対応等のための措置～

H12迄の数次
の改訂におけ
る主な内容

- ・排出事業者責任の徹底
- ・措置命令の対象者拡大
- ・罰則の強化

平成
15
改正

①報告徴収及び立入調査権限の拡充(廃棄物であることの疑いのある物についての報告徴収及び立入調査権限の創設等)

②不法投棄に係る罰則の強化(不法投棄等の未遂罪の創設※)

- …不法投棄又は不法焼却の未遂行為を罰する
- …法人が一般廃棄物の不法投棄に関与した場合に対する罰則を、産業廃棄物に係る罰則と同様、1億円以下の罰金に引き上げる

③国の責務の明確化(国の責務として、広域的な見地からの地方公共団体の調整、職員の派遣を明文化)

④廃棄物処理業等の許可手続きの適正化(欠格要件に該当することとなった者等の許可の取消しの義務化、欠格要件の追加)

⑤事業者が一般廃棄物を処理する際に遵守すべき委託基準の策定

- …基準に違反した委託事業者を措置命令の対象者に追加

※平成16年改正により、収集・運搬段階における不法投棄等の未遂についても罰則が設けられることになっている。

近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案①

○青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件

概要：2002年5月に青森県と岩手県の県境で発覚、国内最大規模の産業廃棄物不法投棄事件

不法投棄量：約82万m³

関係する排出事業者：10,000社以上

原状回復における排出事業者に対する方針：

・青森・岩手両県は排出事業者に報告徴収を行い、法律違反が確認された場合には措置命令を発する方針を打ち出した

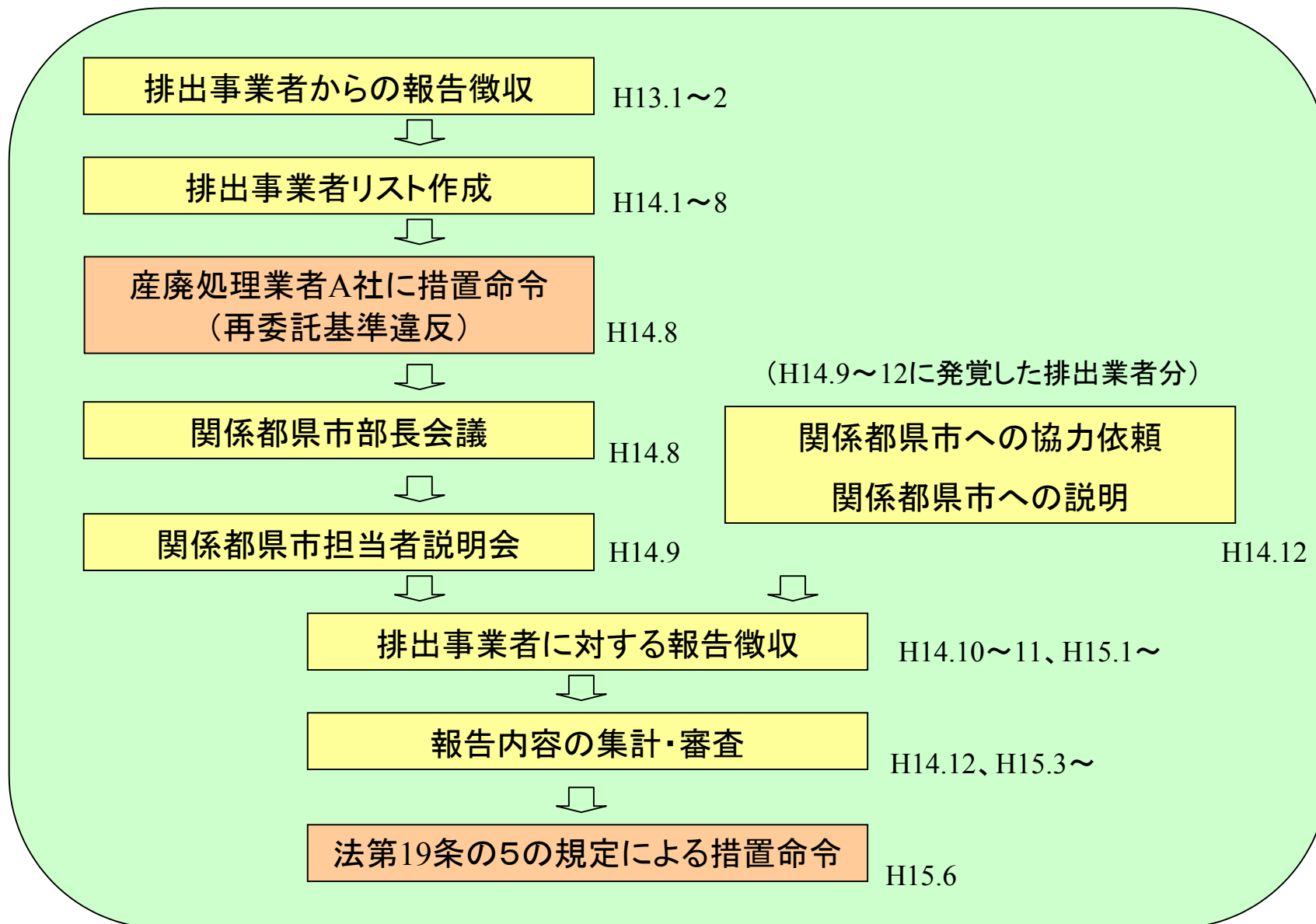
・既に数社の排出事業者に対し、事業者名を公表の上、不法投棄産業廃棄物撤去の措置命令を出している



青森岩手県境の不法投棄現場

措置命令による撤去費用よりも、社名公表によるブランドイメージの失墜による企業経営への影響のほうがはるかに大打撃

青森・岩手県境不法投棄事件における責任追及の流れ(概略)



青森・岩手県境大規模不法投棄事件 措置命令書(抜粋)

青 森 県○第○○号

岩手県○○○第○○号

○○○△△△×× ○丁目○番○号

○○○○株式会社

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定により、下記の措置を平成○年○月○日までに講ずることを命ずる。

記

1 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間に、貴社が、○○県○○市△△ ○○○番地○有限会社○○○○に運搬を委託し、及び同県○○市△△ ○丁目○番地の○ ○○○○株式会社に処分を委託した産業廃棄物である廃プラスチック類合計□□□.□立方メートル（合計□.□□トン）のうち□□□.□立方メートル（□□.□□トン）を同社が焼却して生じた産業廃棄物である燃え殻□.□□□トンに相当するものとして、青森県三戸郡田子町○○○○○○○○又は岩手県二戸市○○○○○○○○（以下「本件不法投棄現場」という。）から産業廃棄物である燃え殻□.□□□トンを撤去すること。

2 ……(略)

平成○年○月○日

青森県知事 ○ ○ ○ ○

岩手県知事 × × × ×

(後略)

近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案②

○香川県豊島産業廃棄物不法投棄事件

【事件の概要】

- ・時期：兵庫県警が1990年に摘発（1978年から不法投棄）
- ・実行者：某産業廃棄物処理業者（破産）
- ・廃棄物品目：シュレッダーダスト等
- ・不法投棄量：51万m³
- ・摘発後の動き：
 - －住民は1993年に同社や産廃排出事業者、香川県を相手に訴訟、1996年末に高松地裁で住民側が全面勝訴。200年6月に県と住民との公害調停最終合意が成立
 - －現在埋め立てられた産廃の処理が進められている。



摘発直後の豊島処分地（平成2年11月）

香川県HP

(<http://www.pref.kagawa.jp/haitai/teshima/teshi-1-1.htm>)より

近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案③

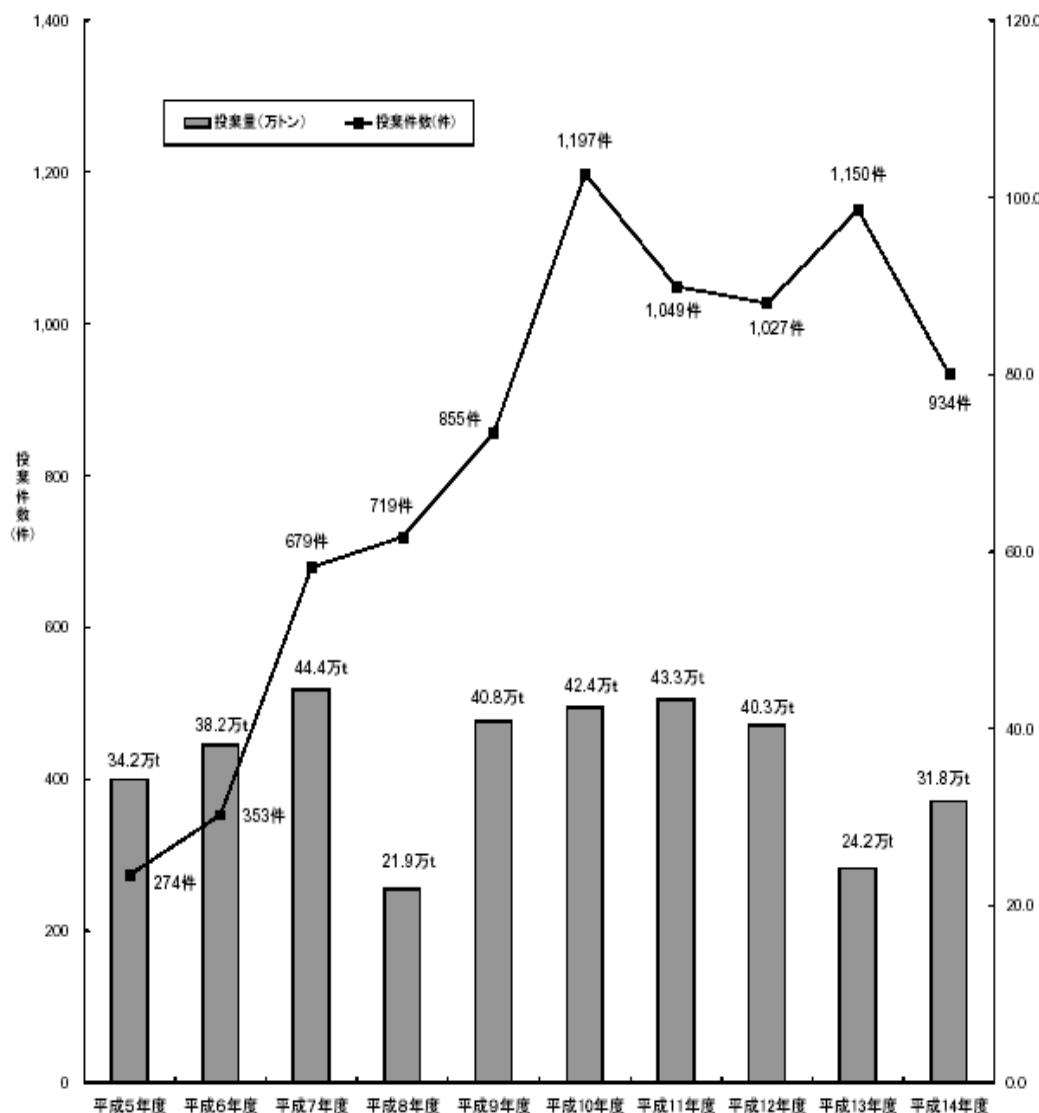
○岐阜市山林における大規模不法投棄事件

・・・最近発覚した大規模不法投棄事件であり、投棄量は豊島事件を上回る

【事件の概要】

- ・時期：2004年3月発覚
- ・実行者：岐阜市の産廃中間処理業者
- ・廃棄物品目：廃プラスチックなど
- ・不法投棄量：（少なくとも）約52万m³
- ・投棄場所：岐阜市の山林に埋め立て
- ・関係する排出事業者：140社以上

不適正処理・不法投棄の状況①ー不法投棄量及び件数の推移ー



○不法投棄量

- ・平成12年度までは40万トン前後で推移
- ・平成13年度は大幅に減少し約24万トン
- ・平成14年度は約32トン

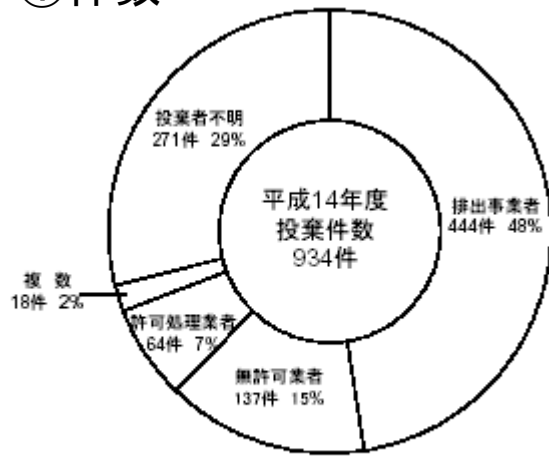
○不法投棄件数

- ・平成10年度（1197件）以降減少傾向
- ・平成13年度は再び増加して1150件
- ・平成14年度は934件

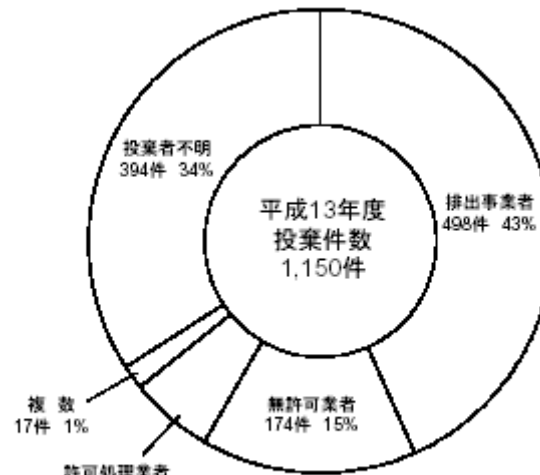
(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
[産業廃棄物の不法投棄の状況\(平成14年度\)について](#)

不適正処理・不法投棄の状況②－不法投棄実行者の内訳－

①件数



平成14年度



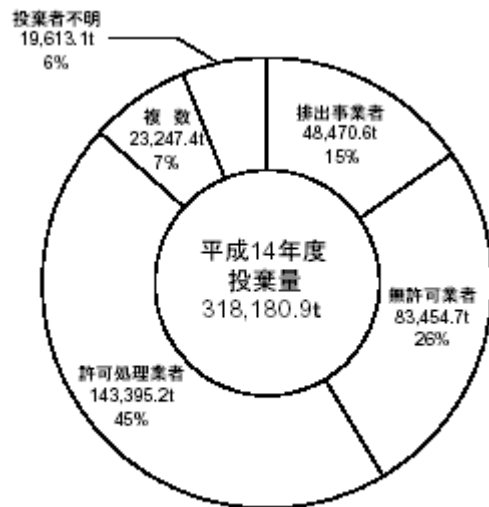
前年度(平成13年度)

○不法投棄実行者

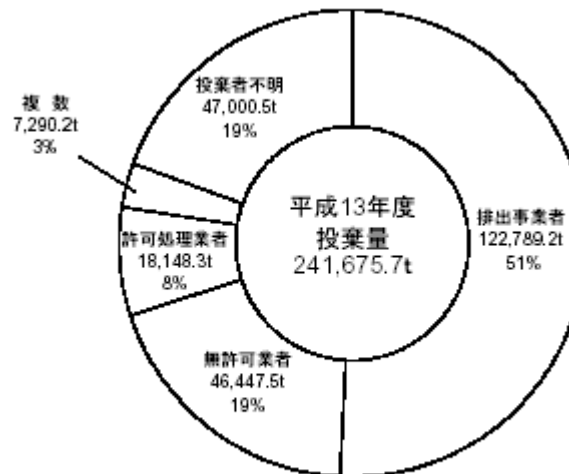
・ **投棄件数ベース**では、**排出事業者:40~50%**、処理業者（無許可事業者、許可処理業者）は20%強

・ **投棄量ベース**では、平成13年度は**排出事業者約50%**、無許可事業者約20%、平成14年度は許可処理業者45%

②投棄量



平成14年度



前年度(平成13年度)

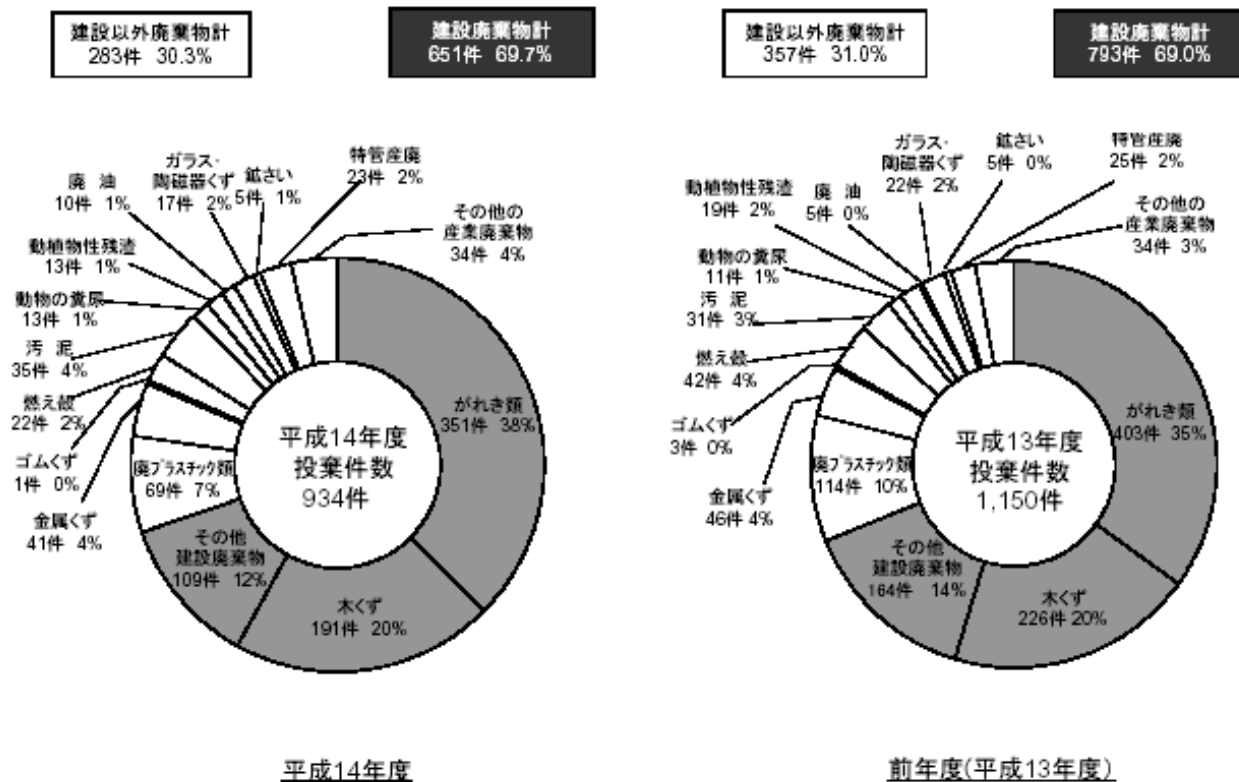
(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
[産業廃棄物の不法投棄の状況\(平成14年度\)](#)

[について](#)

不適正処理・不法投棄の状況③－不法投棄廃棄物の種類－

5. 不法投棄廃棄物の種類

①投棄件数



○不法投棄廃棄物の種類

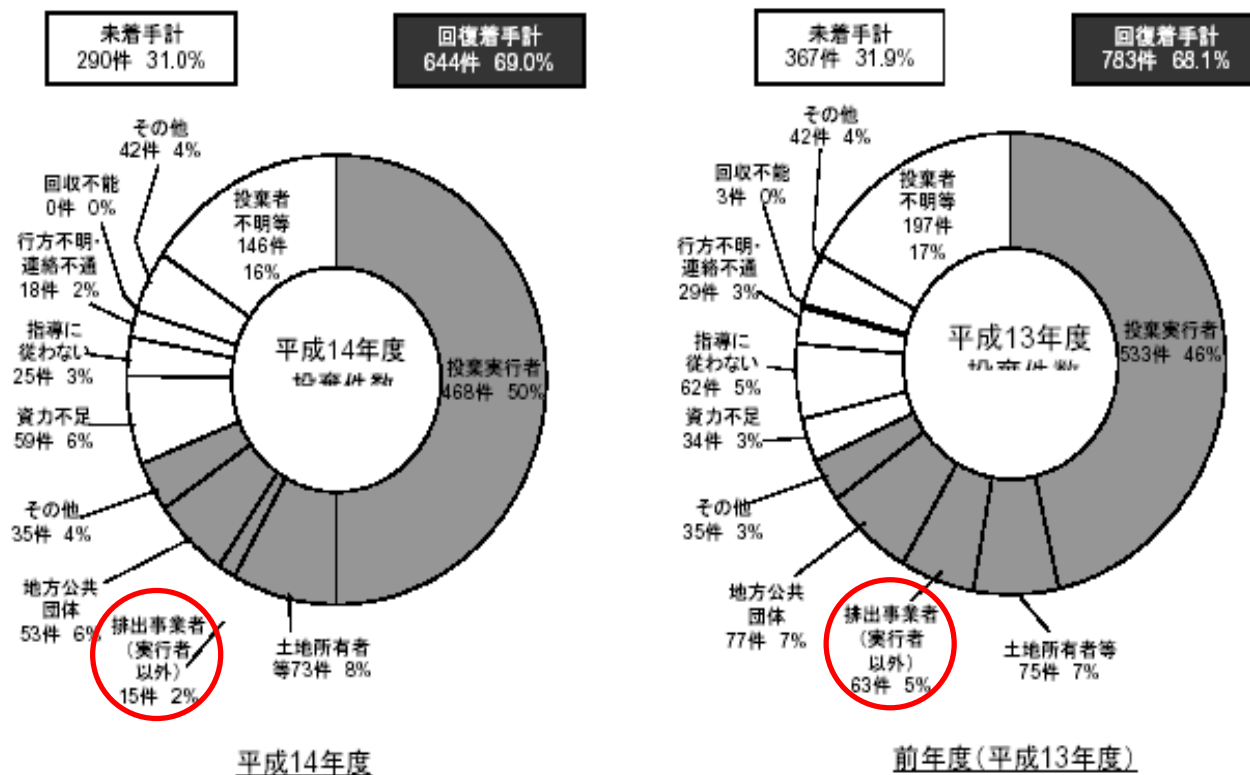
- ・不法投棄件数全体の約7割が建設廃棄物と圧倒的に多い
- －がれき類:35%
- －木くず:20%
- －その他:10～15%
- ・次いで、廃プラスチックが7～10%程度
- ・その他は、5%未満

(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
[産業廃棄物の不法投棄の状況\(平成14年度\)について](#)

不適正処理・不法投棄の状況④—原状回復の状況—

6. 原状回復の状況

①不法投棄の件数



○原状回復の状況

原状回復に着手している割合は全不適正処理・不法投棄事案の約7割

その実施主体としては、投棄実行者が約50%と最も多いものの、2~5%の事案では投棄実行者ではない「排出事業者」が原状回復を実施

(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
産業廃棄物の不法投棄の状況(平成14年度)について

不法投棄に対する国の取組—不法投棄撲滅アクションプラン①—

不法投棄撲滅アクションプラン

平成16年6月15日
環 境 省

1. 不法投棄の現状

■不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、**近年40万t前後(1,000件前後)**で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

■不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の**環境面での影響**はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の**経済的損失**をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、**社会的な影響**も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その**未然防止を図ることが不可欠**。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、**廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)**が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「**5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。**」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

■地域における意識の向上 身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

■廃棄物処理体制の強化 受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

■制度を支える人材の育成 優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

※ 本アクションプランについては、今後関係省庁等の理解を得つつ推進していくものである。
また、実施に際しては「最終処分場確保等の廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議」等も活用。

不法投棄に対する国の取組—不法投棄撲滅アクションプラン②—

不法投棄撲滅アクションプラン (平成16年6月 環境省)

- 地域における意識の向上 : 身近な散乱ごみ対策の強化 (破れ窓理論の応用)
- 廃棄物処理体制の強化 : 受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上
- 制度を支える人材の育成 : 優良処理業者の育成や行政における体制整備

	排出時	適正処理		不法投棄
		収集・運搬	処分	
身近な散乱ごみへの対応 (一般廃棄物)	家庭ごみの減量化 ○日常生活や多量排出時(引越時、イベント時等)におけるごみの減量化推進(ごみゼロ運動等の普及啓発活動、エコ・コミュニティ事業の強化等) ○ガイドラインの策定等を通じた分別収集の徹底 家電リサイクルシステムの強化	受け皿の確保 ○国の支援による処理施設の一層の整備 ・財政面 (効率的整備に向けた国の支援の充実) ・技術面 (事故への対応、廃止処分場のリスク管理) ○規制の合理化	散乱ごみ対策 ○地域住民、NGO等と連携した地域美化清掃活動の強化	
大量に不法投棄される廃棄物への対応 (産業廃棄物)	廃棄物の流れの把握等を通じた透明性の向上と原因者責任の追及、行政処分の徹底 ○IT技術を活用した電子マニフェスト制度の充実 ○産廃運搬車両へのステッカー貼付の義務付け ○国・地方が連携した全国一斉点検の実施 ○国境を越える廃棄物の移動の適正化	○最終処分場の残存容量の把握 ○ミニ処分場の規制強化	罰則の強化 ○硫酸ピッチ等の不適正保管 ○目的犯の創設 ○全国の不法投棄状況の把握の徹底	
	優良処理業者の育成と排出事業者による活用 ○評価基準の策定と税制等による差別化 ○暴力団の排除			
	行政における体制の整備 ○国と地方の人材育成 (指導員派遣制度・産廃アカデミーの創設、地方への情報提供の充実や助言体制の強化) ○環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 (地方公共団体との連携強化、地方環境対策調査官事務所の充実・強化、不法投棄ホットラインの整備)			

不法投棄に対する国の取組—優良事業者の育成について—

「廃棄物・リサイクル対策に係る課題への対応について」(中央環境審議会H16.1.28意見具申)における提言の概要、及び環境省における検討状況は以下の通りである。

5. 優良な産業廃棄物処理業者の育成

- 排出事業者が自らの判断により優良な業者を選択することができるよう、国において、優良性の判断に係る評価基準を設定するとともに、処理業界の優良化に対するインセンティブを付与すべき。
- 国が定めた評価基準やその基準に基づく処理業者の情報等が、市場における様々な民間活動の場面で積極的に活用されることを期待。

環境省では、平成15年度から、産業廃棄物処理業優良化推進事業を実施しているところであり、特に、処理業者の優良性の判断に係る評価基準、基準に適合する処理業者に対する優遇措置等について優先的に検討を行っている。

ここで得た結論を基にして、平成16年度中に省令改正により、例えば以下のような措置を講ずることを計画中である。

- 事業内容、処理施設の能力と処理実績、財務諸表、業務管理体制、従業員教育の取組等について処理業者において情報 公開されていること、行政処分を一定期間受けていないこと、環境保全への積極的な取組を行っていること等優良性の判断に係る評価基準を設定する。
- 当該基準に適合する業者に対しては、優遇措置として、許可更新時の申請書類の一部省略を認める。